

## 会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案のたたき台（2）

（前注） 本部会資料においては、特に必要と思われる事項についてのみ、補足説明を記載している。

### 目次

第3部 その他	3
第1 社債の管理	3
1 社債管理補助者	3
(1) 社債管理補助者の設置	3
(2) 社債管理補助者の資格	3
(3) 社債管理補助者の義務	3
(4) 社債管理補助者の権限等	3
(5) 特別代理人の選任	4
(6) 社債管理補助者の行為の方式	4
(7) 二以上の社債管理補助者がある場合	4
(8) 社債管理補助者の責任	4
(9) 社債管理補助者の辞任等	4
(10) 社債権者集会の招集等	5
(11) 募集事項等	5
2 社債権者集会	8
(1) 元利金の減免	8
(2) 社債権者集会の決議の省略	8
第2 株式交付	9
1 定義等	9
2 株式交付計画	9
3 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等	10
4 株式交付の効力の発生	11
5 株式交付親会社の手続	11
第3 その他	15
1 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解	15
2 議決権行使書面の閲覧等	17
3 株式の併合等に関する事前開示事項	18
4 新株予約権に関する登記	18
5 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書	19

6 会社の支店の所在地における登記の廃止.....	19
---------------------------	----

## 第3部 その他

### 第1 社債の管理

#### 1 社債管理補助者

##### (1) 社債管理補助者の設置

会社は、社債を発行する場合において、会社法第702条に規定する社債管理者又は担保付社債信託法第2条第1項に規定する信託契約の受託会社（以下「受託会社」という。）を定めることを要しないときは、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができるものとする。

##### (2) 社債管理補助者の資格

社債管理補助者は、会社法第703条各号に掲げる者でなければならないものとする。

（注）例えば、弁護士、弁護士法人その他の者についても社債管理補助者の資格を付与するものとするかどうかについては、なお検討する。

##### (3) 社債管理補助者の義務

社債管理補助者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理の補助を行わなければならないものとする。

社債管理補助者は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理の補助を行わなければならないものとする。

社債管理補助者は、委託の本旨に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置を採らなければならないものとする。

##### (4) 社債管理補助者の権限等

社債管理補助者は、社債権者のために破産手続参加、再生手続参加若しくは更生手続参加をする権限、民事執行手続において配当要求をする権限又は会社法第499条第1項の期間内に債権の申出をする権限を有するものとする。

社債管理補助者は、(1)による委託に係る契約（以下「委託契約」という。）に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有するものとする。

ア 社債に係る債権の弁済を受ける権限

イ 会社法第705条第1項の行為（及びアの行為を除く。）をする権限

ウ 会社法第706条第1項各号に掲げる行為をする権限

エ 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為をする権限

（注）社債管理補助者がアの権限を有する場合について、会社法第705条第2

項及び第3項と同様の規定を設けるものとする。

の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

ア イの行為であって、次に掲げるもの

- (ア) 当該社債の全部についてするその支払の請求
- (イ) 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分
- (ウ) 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（(ア)及び(イ)の行為を除く。）

イ ウ及びエの行為

（注） 社債権者集会において ウの行為に関する事項を可決するには、特別決議を要するものとする。

(5) 特別代理人の選任

社債管理者に関する規定（会社法第707条）と同様の規定を設けるものとする。

(6) 社債管理補助者の行為の方式

社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。

(7) 二以上の社債管理補助者がある場合

二以上の社債管理補助者がある場合には、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をするものとする。

社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。

(8) 社債管理補助者の責任

社債管理補助者は、会社法又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(9) 社債管理補助者の辞任等

社債管理補助者は、社債発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができるものとする。この場合において、当該社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなければならないものとする。

にかかわらず、社債管理補助者は、委託契約に定めた事由があるとき

は、辞任することができるものとする。ただし、委託契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがないときは、この限りでないものとする。

にかかわらず、社債管理補助者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。

社債管理者又は受託会社が定められたときは、委託契約は終了するものとする。

(後注) 上記のほか、社債管理者についての解任に関する規定(会社法第713条)及び事務の承継に関する規定(第714条)と同様の規定を設けるものとする。

(10) 社債権者集会の招集等

会社法第718条第1項の社債権者は、社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができるものとする。

社債管理補助者は、の請求を受けた場合に限り、社債権者集会を招集することができるものとする。

にかかわらず、社債管理補助者は、(9)の社債権者集会の同意を得るためにこれを招集することができるものとする。

社債権者集会の決議は、社債管理補助者がある場合には、社債管理補助者が執行するものとする。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでないものとする。

の本文にかかわらず、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の決議以外の社債権者集会の決議の執行については、委託契約において別段の定めをすることができるものとする。

(後注) 上記のほか、社債管理者についての社債権者集会の招集の通知先に関する規定(会社法第720条第1項)、社債権者集会への出席等に関する規定(同法第729条第1項)、社債権者集会の議事録の閲覧等の請求に関する規定(同法第731条第3項)及び報酬に関する規定(同法第741条)と同様の規定を設けるものとする。

(11) 募集事項等

社債管理補助者を定めるときは、募集社債に関する事項として次に掲げる事項を定めなければならないものとする。

ア 社債管理補助者を定める旨

イ (4)の権限を有することとするときは、その権限の内容

ウ 委託契約において社債管理補助者が社債権者に報告し、若しくは(3)の措置を採らなければならない事項又はその方法を定めるときは、その内容

(注) 上記のほか、次に掲げる事項についても定めなければならないとすることが考えられる。

(7) 委託契約において(4) 及び の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

(1) (9) の事由

(7) 委託契約において(10) の別段の定めをするときは、その内容

社債管理補助者を定めたときは、次に掲げる事項を社債原簿に記載し、又は記録しなければならないものとする。

ア 社債管理補助者の氏名又は名称及び住所

イ 委託契約の内容

(注) に掲げる事項は、社債の種類に係る事項（会社法第681条第1号、会社法施行規則第165条）に含めるものとする。

振替機関は、振替社債について、いわゆる銘柄公示情報として、加入者が社債管理補助者の権限の内容、 の内容等を知ることができるようにする措置を採らなければならないものとする（社債、株式等の振替に関する法律第87条参照）。

（1の補足説明）

1 社債の管理に関する事項の社債権者への報告等の義務（(3) ，(11)）

当部会において、発行会社と社債権者との間の情報伝達の仲介を社債管理補助者の中心的な職務と位置付けるべきであるという指摘がされている。また、社債の総額の10分の1に満たない社債を有する社債権者であっても、社債管理補助者を通じて、他の社債権者に社債権者集会の招集開催の要否の意思確認をすることができるような仕組みが必要であるという指摘もされている。

このような指摘や、社債権者による社債権者集会の決議等を通じた社債の管理が円滑に行われるように補助するという社債管理補助者の意義を踏まえ、本中間試案のたたき台においては、(3) のとおり、社債の管理に関する事項の社債権者への報告等の義務について明文の規定を設けるものとしている。

ただし、発行会社が社債権者に対して提供すべき事項の範囲は、基本的に社債に係る契約の定めによって規律されることとなる。また、社債の総額の10分の1に満たない社債を有する社債権者のうち、全ての社債権者について上記のような意思確認をすることを認めるかどうかについては、個別の事情を踏まえて判断されるべきであるとも考えられる。さらに、社債管理補助者から社債権者への報告の方法等は、当該社債が、記名社債であるか、無記名社債であるかなどによっても異なり得るものとなる。そのため、画一的な内容の報告義務を社債管理補助者に負わせることは相当でないと考えられる。そこで、(3) においては、「委託の本旨に従い」とすることにより、報告等の義務の対象となる事項の範囲や報告等の方法は、社債管理補助者の権限その他の委託契約の内容、社債に係る契約の内容及び当該社債の性質等を踏まえて判断されるものとしている。また、委託契約において社債権者に報告等すべき社債の管理に関する事項又は当該報告等の方法の定めを設けている場合には、当該定めの内容は、社債管理補助者の権限の内容と同様に社債権者にとって重要であるといえることから、(11)のとおり、社債管理者の権限の内容と同様に、募集事項等を通じて開示しなけれ

ばならないものとしている。

なお、社債管理補助者は善管注意義務を負っていることから、(3) のような明文の規定を設けなくとも、善管注意義務の一内容として社債権者への報告義務を負っており、あえて規定を設ける必要はないという考え方もあり得ると思われる。しかし、本中間試案のたたき台においては、社債管理補助者制度におけるその義務の重要性に鑑みて、(3) のような規定を設けるものとしている。

## 2 社債権者集会の決議を要する行為（(4)）

当部会において、委託契約の定めによって仮差押えや仮処分の行為を社債権者集会の決議によらずにすることができるようにすることも考えられるという指摘等もされている。しかし、仮差押えや仮処分をいつすべきかという判断は、その性質上裁量をもって行うものといえる。社債管理補助者の権限を社債管理者よりも裁量の余地の乏しい限定された権限のみとし、責任についても社債管理者ほどの厳格な規定を設けないものとしている社債管理補助者の位置付けからすると、上記の指摘のような規律を採ることは難しいと考えられる。

なお、社債権者は、仮差押え又は仮処分をすべきであると判断する場合において、常に社債権者集会を招集し、社債管理補助者を通じて社債の全てについて仮差押え又は仮処分をしなければならないものではない。社債権者は、自ら、その有する社債についてのみ仮差押え又は仮処分をすることができる。

## 3 社債権者集会の招集（(10)）

当部会において、(10) の場合に加えて、社債管理補助者は、委託契約において定める場合には、社債権者集会を招集することができるようにすべきであるという指摘がされている。しかし、仮に、社債権者による請求がない場合であっても、社債管理補助者が主体的に社債権者集会を招集することができるものとするときは、当該社債管理補助者は当該招集の権限を裁量をもって行使することとなる。社債管理補助者の権限を社債管理者よりも裁量の余地の乏しい限定された権限のみとし、責任についても社債管理者ほどの厳格な規定を設けないものとしている社債管理補助者の位置付けからすると、上記の指摘のような規律を採ることは難しいと考えられる。

また、社債管理補助者による社債権者集会の招集については、社債の総額の10分の1に満たない社債を有する社債権者からの請求があった場合においても、社債管理補助者が社債権者集会を招集することができるようにすべきであるという考え方もあり得ると思われる。しかし、社債管理補助者又は社債管理者が設置されていない社債について、社債権者集会の招集を請求することができるのは、社債の総額の10分の1以上の社債を有する社債権者のみであること（会社法第718条）との均衡を考慮すると、そのような規律を採ることは難しいと考えられる。

なお、社債管理補助者が社債の総額の10分の1に満たない社債を有する一定の社債権者から社債権者集会の開催の意向を受けた場合において、社債管理補助者がその他の社債権者の意向を確認することは、委託契約の内容によっては、社債管理補助者の義務となると考えられ、また、この意向確認に関する委託契約の定めについては、(11)のとおり、募集事項(11)ウ)等として開示されるものとしている。

## 4 社債権者集会の決議の執行（(10)）

社債管理補助者がある場合における社債権者集会の決議の執行については、(10) のように、社債権者集会の決議は、原則として社債管理補助者が執行し、例外として社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めることができるものとしておく方が簡明であり、社債権者の通常の意味にもかなうものと考えられる（会社法制（企業統治等関係）部会資料| 1 1 | 2 (2)（補足説明）2）。

ただし、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項以外の事項であっても社債管理補助者が原則として決議を執行しなければならないものとする場合には、社債管理補助者が委託契約締結時に想定していなかったような事項に係る社債権者集会の決議であっても執行しなければならないものとなるという懸念もあり得る。このような懸念を踏まえ、(10) のように、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の決議以外の社債権者集会の決議の執行については、委託契約において別段の定めをすることができるものとしている。

## 2 社債権者集会

### (1) 元利金の減免

会社法第706条第1項第1号に掲げる行為として、当該社債の全部についてするその債務の免除を加えるものとする。

### (2) 社債権者集会の決議の省略

社債権者集会を招集する者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社債権者（議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなすものとする。

（注1） 会社法第732条から第734条第1項まで及び第735条の規定は、これにより社債権者集会の決議があったものとみなされた場合には、適用しないものとする。

（注2） 上記の書面及び電磁的記録の備置きや閲覧等に関しても、所要の規定を設けるものとする。

### （2(2)の補足説明）

社債権者の全員の同意がある場合には、社債権者集会の決議によらずに、社債契約の内容を変更することができるかと一般に解釈されている。ただし、会社法第706条等一定の事項について社債権者集会の決議によらなければならないものと規定する会社法の規定の多くは強行法規であり、強行法規として要求されている社債権者集会の決議については、社債権者の全員の同意をもってこれに代えることはできないという解釈がある。(2)は、社債権者の全員が書面により同意をした場合には、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなし、かつ、会社法第734条第1項の適用を除外し裁判所の認可を受けることも要しないものとする。仮に、後者のような解釈によったとしても社債権者の全員の同意をもって社債権者



集会の決議に代えることができるものとする見直しである。

## 第2 株式交付

株式会社が他の株式会社をその子会社としようとする場合には、会社法第199条第1項の募集によらずに、当該株式会社の株式を当該他の株式会社の株主に交付することができるものとするため、次のような規律を設けるものとする。

### 1 定義等

「株式交付」とは、株式会社が他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。）をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、その譲渡人に対して当該株式会社の株式を交付することをいうものとする。

株式会社は、株式交付をすることができるものとする。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならないものとする。

### 2 株式交付計画

株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならないものとする。

ア 株式交付により当該株式会社（以下「株式交付親会社」という。）の子会社となる他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所

イ 株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限

ウ 株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数又はその数の算定方法並びに増加する資本金及び準備金の額に関する事項

エ 株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として株式交付親会社の株式以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法等

オ 株式交付子会社の株式の譲渡人に対するウの株式（エの場合には、エの財産を含む。）の割当てに関する事項

カ 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日（以下「申込期日」という。）

キ 株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）

（注1） 株式交付親会社が種類株式発行会社である場合には、ウの交付する株式の数又はその数の算定方法として、株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法を定めなければならないものとする。

（注2） 株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合において、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、オの事項について株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及

び当該異なる取扱いの内容を定めなければならないものとする。

(注3) オの事項についての定めは、譲渡人が譲り渡す株式の数((注2)の定めがある場合にあつては、各種類の株式の数)に応じて株式及びその他の財産を交付することを内容とするものでなければならないものとする。

(注4) 株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権又は新株予約権付社債(これらに相当するものを含む。以下「新株予約権等」という。)を譲り受けるときは、株式交付計画において、当該新株予約権等の内容及び数並びにその対価に関する事項を定めなければならないものとする。

イの下限は、効力発生日において株式交付子会社の議決権の総数に対する株式交付親会社が自己(その子会社及び子法人等を含む。)の計算において所有している議決権の数の割合が2分の1を超えることとなるように定めなければならないものとする。

### 3 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等

株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して、株式交付親会社の商号及び株式交付計画の内容を通知しなければならないものとする。

(注1) 上記のほか、株式交付親会社の発行可能株式総数等の株式交付親会社に関するその他の事項も、により通知すべき事項に含めるものとすることが考えられる。

(注2) 株式会社がにより通知すべき事項を記載した金融商品取引法第2条第10項に規定する目論見書を株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して交付している場合等には、の通知をすることは要しないものとする。

株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、申込期日までに、申込みをする者の氏名又は名称及び住所並びに譲り渡そうとする株式の内容及びその数を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならないものとする。

(注) の申込みをする者は、の書面の交付に代えて、株式会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとし、この場合において、当該申込みをした者は、当該書面を交付したものとみなすものとする。

株式交付親会社は、による申込みをした者(以下「申込者」という。)の中から株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者から譲り受ける株式交付子会社の株式の数を定めなければならないものとする。この場合において、株式交付親会社は、株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数が2イにより定めた下限を下回らない範囲内で、申込者から譲り受ける株式の数を、当該申込者が申込みをした株式の数よりも減少することができるものとする。

株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から譲り受ける株式の数を通知しなければならないものとする。

申込者は、<sup>2</sup> の通知を受けた数の株式について、株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となるものとする。

譲渡人は、効力発生日に、株式交付親会社が<sup>3</sup> により通知した数の株式を給付しなければならないものとする。

<sup>2</sup> から<sup>3</sup> までは、申込期日において、申込者が申込みをした株式の数の総数が<sup>2</sup> イにより定めた下限に満たない場合には、適用しないものとする。この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対して、株式交付をしない旨を通知しなければならないものとする。

(後注1) 株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、上記の通知及び申込み等の手続を省略することができるものとすることが考えられる。

(後注2) 株式交付子会社の株式と併せて当該株式交付子会社の新株予約権等を株式交付により譲り受ける場合における当該新株予約権等の譲渡しの申込み等についても、所要の規定を設けるものとする。

#### 4 株式交付の効力の発生

<sup>3</sup> による給付を受けた株式交付子会社の株式の株式交付親会社による譲受けは、効力発生日に、その効力を生ずるものとする。

<sup>3</sup> による給付をした譲渡人は、効力発生日に、<sup>2</sup> オの定めに従い、株式交付親会社の株主となるものとする。

及び<sup>3</sup> は、効力発生日において株式交付親会社が<sup>3</sup> による給付を受けた株式の総数が<sup>2</sup> イにより定めた下限に満たない場合には適用しないものとする。この場合において、株式交付親会社が<sup>3</sup> による給付を受けた株式があるときは、株式交付親会社は、当該株式を譲渡人に返還しなければならないものとする。

(後注) 株式交付子会社の株式と併せて当該株式交付子会社の新株予約権等を株式交付により譲り受ける場合についても、所要の規定を設けるものとする。

#### 5 株式交付親会社の手続

株式交付親会社は、効力発生日の前である一定の日から効力発生日後6か月を経過するまでの間、株式交付計画の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。

(注) 上記の書面又は電磁的記録には、対価についての定め相当性に関する事項、株式交付子会社についての一定の事項、株式交付親会社についての一定の事項等も記載し、又は記録しなければならないものとすることが考えられる。

株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によっ

て、株式交付計画の承認を受けなければならないものとする。

(注1) 株式交換に準じて、の規律は、株式交付子会社の株主に対して交付する対価の額が一定の水準を超えない場合には、適用しないものとする規律(いわゆる簡易手続に関する規定)を設けるものとする。

(注2) 株式交付親会社の種類株主総会の決議については、株式交換の場合における株式交換完全親株式会社の種類株主総会の決議についての規律と同様の規律を設けるものとする。

株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、当該株式交付をやめることを請求することができるものとする。

株式交付親会社の反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができるものとする。

株式交付子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式その他これに準ずるもののみである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べることができるものとする。

株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付により株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならないものとする。

(注) 上記の書面又は電磁的記録には、株式交付が効力を生じた日、株式交付親会社における手続の経過等も記載しなければならないものとすることが考えられる。

株式交付親会社は、効力発生日から6か月間、の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。

株式会社の株式交付の無効は、株式交付の効力が生じた日から6か月以内に、訴えをもってのみ主張することができるものとする。当該訴えは、株式交付の効力が生じた日において株式交付をする株式会社の株主等(会社法第828条第2項第1号参照)であった者、株式交付により株式交付親会社に対して株式交付子会社の株式を譲り渡した者又は株式交付をする株式会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかった債権者に限り、提起することができるものとする。当該訴えについては、株式交付をする株式会社を被告とするものとする。

(第2の後注) 上記のほか、株式交付に関する手続等について、所要の規定を設けるものとする。

(第2の補足説明)

1 株式交付の意義

当部会においては、株式会社がその株式を対価として他の株式会社を子会社とするために、当該他の株式会社の株式を現物出資財産として会社法第199条第1項の募集を行おうとすると、原則として検査役の調査が必要となるため(同法第207条)、その手続に一定の時間を要し、費用が発生することや、募集株式の引受人及び取締役等が財産価額填補責任を負う可能性がある(同法第212条、第213条)ことなどが障害となり得るから、株式会社が他の株式会社をその子会社としようとする場合には、会社法第199条第1項の募集によらずに、当該株式会社の株式を当該他の株式会社の株主に交付することができるものとするべきであるという指摘がされている。そこで、そのような株式の交付を可能とするために、本中間試案のたたき台にあるような株式交付の手続を創設することが考えられる。

株式交付は、上記のとおり障害として指摘されている現物出資財産に係る検査役の調査や募集株式の引受人及び取締役等の財産価額填補責任に相当する規律の適用はないものとした上で、株式交付親会社の株主及び債権者の保護については、株式交換と同様の規律の適用があるものとするものである。

また、株式交付は、株式交換とは異なり、株式交付子会社の発行済株式の全てを取得するものではないことから、株式交付親会社は、株式交付子会社の株式を法律上当然に取得するものとはせず、当該株式を有する者から個別に譲り受けるものとしている。すなわち、株式交付については、株式交換とは異なり、株式交付親会社と株式交付子会社との間に契約関係があることは要せず、株式交付親会社は、株式交付親会社と譲渡人との間の合意に基づき、株式交付子会社の株式を譲り受けるものとしている。なお、株式交付による株式交付子会社の株式の譲受けは、有償の譲受けに該当することから、公開買付規制(金融商品取引法第27条の2以下)の対象となることがあり、また、株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式が譲渡制限株式である場合には、譲渡承認手続を要する。

## 2 株式交付子会社となり得る会社

株式交付については、会社法第199条第1項の募集により株式の発行等をする場合とは適用される規律が異なるため、株式交付に関する規律の対象となる行為の範囲は、客観的かつ形式的な基準によって定めることが考えられる。そこで、本中間試案のたたき台においては、2イ及び2のとおり、株式交付親会社は、効力発生日において株式交付子会社の議決権の総数に対する株式交付親会社が所有している議決権の数の割合が2分の1を超えることとなるように、株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限を定めなければならないものとし、これによって株式交付に関する規律の対象となる「当該他の株式会社を当該株式会社の子会社とするため」に該当する場面を画するものとしている。

なお、持分会社については、原則として株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、意思決定を行う出資者が業務執行の決定も直接行うことから、議決権ではなく、業務執行の権限によって、当該持分会社に対する支配力又は影響力を判断することが適当であると考えられている。したがって、例えば、仮に、ある株式会社が当該持分会社の持分の過半割合を有することとなったとしても、当該持分会社の定款の定めに基づき、当該株式会社以外の者のみが当該持分会社の業務を執行する社員とされており、当該株式会社以外の者が当該持分会社の財務及び事業の方針の決定を支配しているような場合には、当該持分会社は、当該持分会社の持分の過半割合を有する当該株式会社の子会社ではないこととなる場合

があり得ると考えられる。そこで、持分会社については、株式交付に関する規律の対象となるか否かを画する「子会社とするため」に該当する範囲について、客観的かつ形式的な基準を用いることができないため、株式交付子会社となることができないものとし、本中間試案のたたき台においては、1 及び2 アのとおり、株式会社(これと同種の外国会社を含む。)のみが、株式交付子会社となり得るものとしている。

### 3 株式交付計画

株式交付については、その性質上、株式交換に関する規律とは異なる規律とすることが適当であると考えられるものを除き、いわば部分的な株式交換として、基本的に株式交換に関する規律と同様の規律を設けるものとするのが考えられる。そこで、本中間試案のたたき台においては、1 , 2 及び5 のとおり、株式交付親会社が、株式交付計画において所定の事項を定め、原則として、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、当該株式交付計画の承認を受けなければならないものとしている。

### 4 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等

株式交付は、株式交付親会社と株式交付子会社との間に契約関係があることは要せず、株式交付親会社と譲渡人との間の合意に基づき、株式交付子会社の株式を譲り受け、株式交付親会社の株式を交付するものとしている。そのため、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み、承諾及び債務の履行(譲渡の目的物の給付)の手続は、募集株式の発行等における引受けの申込み、割当て及び現物出資財産の給付の手続に準じたものとしている。ただし、株式交付は株式会社がその株式を対価として他の株式会社を子会社とするためにするものであることから、募集株式の発行等とは異なり、申込者から譲渡しの申込みがあった株式の総数が株式交付計画で定めた下限に満たない場合には、株式交付のための手続は終了するものとしている。また、株式交付子会社の株式の譲渡人は、譲渡の目的物である株式交付子会社の株式の給付により必ず株式交付親会社の株主となるのではなく、効力発生日において譲渡人から給付を受けた株式交付子会社の株式の総数が、株式交付計画で定めた下限に満たない場合には、株式交付親会社の株主とならないものとしている。なお、株式交付親会社は、給付を受けた株式交付子会社の株式の総数が株式交付計画で定めた下限に満たない場合には、当該給付を受けた株式を譲渡人に返還しなければならないものとしている。

### 5 株式交付親会社における事前開示事項を記載した書面等の本店備置き

5 の株式交付親会社における事前開示事項を記載した書面等の本店備置きについては、株式交付子会社の計算書類等の内容も開示が必要な事項に含めるものとするのが考えられる(会社法施行規則第193条第3号参照)。その場合には、株式交付親会社が事前開示手続をするに当たっては、通常、株式交付子会社の協力を要することとなると考えられる。

### 6 株式交付親会社における事後開示事項を記載した書面等の作成

株式交換における株式交換完全子会社とは異なり、株式交付においては、株式交付子会社は、株式交付に関する各手続の実施主体とはならないことを想定している。そこで、本中間試案のたたき台においては、5 のとおり、株式交付親会社における事後開示事項を記載した書面等の作成については、株式交付親会社が単独で作成しなければならないものとしている。

### 7 株式会社の株式交付の無効の訴え

株式交付においては、譲渡人が、その意思に基づいて、株式交付子会社の株式を株式交付親会社に譲渡しているにすぎないため、株式交換の場合とは異なり、株式交付子会社側の関係者を株式会社の株式交付の無効の訴えの提訴権者とする必要性は、原則として高くないと考えられる。他方で、株式交付により株式交付親会社に対して株式交付子会社の株式を譲り渡した者については、株式交付により生ずるその地位への影響に鑑みて、当該訴えの提訴権者とするのが適当であると考えられる。そこで、本中間試案のたたき台においては、5のとおり、株式会社の株式交付の無効の訴えは、株式交付の効力が生じた日において株式交付をする株式会社の株主等であった者、株式交付により株式交付親会社に対して株式交付子会社の株式を譲り渡した者又は株式交付をする株式会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかった債権者に限り、提起することができるものとしている。

#### 8 株式交付子会社の手続

当部会においては、株式交付により、株式交付子会社に親会社が新たに出現し、又はその親会社に変更が生ずることから、譲渡人以外の株式交付子会社の株主に対する情報提供のための手続に関する規律を設けることや株式交付子会社において株主総会の決議を要するものとするなどについて検討してはどうかという指摘がされている。確かに、株式交付において、株式交付親会社は、株式交換に準じた手続により株式を交付するものとしている。しかし、その趣旨は、株式交付親会社の株主及び債権者の保護を図ることにある。そして、株式交付においては、株式交換とは異なり、株式交付親会社は、法律上当然に株式交付子会社の株式を取得するのではなく、当該株式を有する者から個別に譲り受けるのであり、その実質は株式交付子会社の株式の有償の譲渡又は現物出資と異ならない。会社法上、どの株主からどの程度の数の株式をどのような対価で譲り受けるかは譲渡人と譲受人との間の合意で決まることが原則であり、株主の意思に基づく株式の譲渡（現物出資財産としての株式の給付を含む。）に伴い当該株式を発行する株式会社の親会社に異動が生ずる場合には、譲渡人その他の当該株式会社の株主の保護の観点から、対価の相当性を担保するための手続や、譲渡人以外の株主の保護のための手続に関する規律は、株式の譲渡制限を除き、設けられていないことを踏まえると、株式交付の場合にのみ、このような手続に関する規律を設けることについては、慎重な検討を要するものと考えられる。なお、このような手続に関する規律を設けないものとした場合であっても、株式交付による譲受けの対象となる株式交付子会社の株式が譲渡制限株式であるときは、譲渡承認手続により株式交付子会社の株主の保護が図られ、また、株式交付による譲受けが公開買付規制の適用対象となるときは、当該規制により株式交付子会社の株主の保護が図られることとなる。さらに、株式交付による株式交付親会社の株式の交付が発行開示規制の適用対象となるときは、当該規制によっても株式交付子会社の株主の保護が図られることとなる。

### 第3 その他

#### 1 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

株式会社が、当該株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者（以下「取締役等」という。）の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次に掲げる当該株式会

社の区分に応じ、 から までに定める者の同意を得なければならないものとする。

監査役設置会社については、監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）

監査等委員会設置会社については、各監査等委員

指名委員会等設置会社については、各監査委員

（１の補足説明）

1 当部会においては、監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社（以下「監査役設置会社等」という。）が、取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合における代表者についても議論している。当部会においては、株式会社が原告として当該和解をする場合については監査役、監査等委員会が選定する監査等委員又は監査委員会が選定した監査委員（以下「監査役等」という。）が監査役設置会社等を代表するものとすべきとしつつも、利害関係人又は補助参加人として当該和解をする場合には、監査役等は一度当該訴えを提起しないことが相当である旨の判断をしているのであるから、取締役と当該監査役設置会社等の利益相反の程度は原告として当該和解をする場合ほどには典型的に強くないとして、各監査役、各監査等委員又は各監査委員の同意を必要とすることを条件として、通常の業務執行と同様に代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」という。）が当該監査役設置会社等を代表するものとすべきであるという考え方が多くの賛同を集めた。本中間試案のたたき台は、同様の考え方を前提としているが、現行法上も原告として和解をする場合については会社法第386条第1項第1号、第399条の7第1項第2号、第408条第1項第2号及び第491条の規定により監査役等が監査役設置会社等を代表するものと一般に解釈されていることや、原則として、代表取締役等は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するとされていること（会社法第349条第4項、第420条第3項、第483条第6項）を踏まえると、本文1のとおり、各監査役、各監査等委員又は各監査委員の同意を必要とする規定を新たに設ければ、それ以上に上記の考え方に関して明文の規定を設ける必要はないものと考えられる。

また、当部会においては、上記の考え方によった場合において、監査役設置会社等が利害関係人又は補助参加人として和解をする場合に当該和解が自己取引（会社法第356条第1項第2号）に該当し利益相反取引規制の適用があるものと考えらるべきかどうかについても議論している。当部会においては、各監査役、各監査等委員又は各監査委員の同意が必要とされている以上、利益相反取引規制の適用はないものと考えらるべきであるという指摘がされているところではあるが、この点については、引き続き、解釈に委ねるものとしている。

2 なお、当部会においては、株主による責任追及等の訴えの中には株式会社の利益に反すると評価すべきものがあることから、株主による責任追及等の訴えの提起に新たな制限を設けることを検討すべきであるという指摘がされている。

しかし、当部会においては、近時において株主による責任追及等の訴えに係る訴訟の件数が減少していることや（[会社法制（企業統治等関係）参考資料|24](#)参照）、一般予防の観点から責任追及等の訴えに期待される機能の重要性に鑑み、株主による責任追及等の訴えの提



起に新たな制限を設けることについては慎重に考える必要があるという指摘もされている。

株式会社の利益に反する株主による責任追及等の訴えの提起を制限することについては、法制審議会会社法（現代化関係）部会においても議論され、第162回国会に提出された会社法案においては、当初、「責任追及等の訴えにより当該株式会社の正当な利益が著しく害されること、当該株式会社が過大な費用を負担することとなることその他これに準ずる事態が生ずることが相当の確実さをもって予測される場合」には、株主は株式会社に対し責任追及等の提起を請求することができないものされていた（修正前の第162回国会提出会社法案第847条第1項第2号）。しかし、同号は、内容が不明確であり、責任追及等の訴えに期待される機能を不当に縮減させてしまう懸念があるという理由で、衆議院において削除されたという経緯がある。このような経緯も併せて考えると、株主による責任追及等の訴えの提起に新たな制限を設けることについては、慎重な検討を要するものと考えられる。

## 2 議決権行使書面の閲覧等

会社法第311条第4項の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならないものとする。

株式会社は、会社法第311条第4項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことはできないものとする。

ア 【A案】 当該請求を行う株主が株主総会の決議の方法（書面による議決権の行使に関するものに限る。）に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

【B案】 当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

イ 当該請求を行う株主が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

ウ 当該請求を行う株主が議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

エ 当該請求を行う株主が、過去2年以内において、議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（2の後注） 会社法第312条第5項及び第310条第7項の請求に関しても、同法第311条第4項の請求についての規律と同様の規律を設けるものとする。

### （2の補足説明）

当部会においては、株主総会に係る議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使に対応するための措置として、株主名簿の閲覧謄写請求に関する拒絶事由に準じて拒絶事由を明文で定めた場合には、拒絶事由の有無について争われている間に株主総会の決議の取消しの訴えの提訴期間の末日が経過してしまうおそれがあるため、株式会社は、株主に閲覧謄写をさせる代わりに、裁判所が選任した第三者に対し、議決権行使書面が適法に集計されているかなどの調査を委ねることができるものとしてはどうかという指摘がされている。

このような指摘を踏まえ、株式会社は、会社法第311条第4項の請求があった後に、株主総会に係る決議の方法（書面による議決権の行使に関するものに限る。）を調査させるために検査役の選任の申立てをすることができるものとし、株式会社が議決権行使書面の閲覧謄写請求を行う株主に対して当該検査役による調査の結果を一定の期間内に通知する場合には、株式会社は、当該請求を行う株主による議決権行使書面の閲覧謄写請求を拒絶することができるものとするとも考えられる。

もっとも、検査役の選任及び株主総会に係る議決権行使書面が適法に集計されているかどうかなどの調査には相当程度の期間を要すると考えられ、書面により議決権を行使する株主の数等によっては、株主総会の決議の取消しの訴えの提訴期間である株主総会の日から3か月以内に検査役の調査の結果を当該請求を行う株主に通知することが困難な場合もあると考えられる。調査を迅速化するために検査役を複数選任することや検査役補助者を選任することも考えられるが、その場合には、検査役に対して支払う報酬等の額は比例的に大きくなると考えられる。検査役に対して支払う報酬等は、会社法第306条第4項に準じて、株式会社が支払うものとすると考えられるが、そのような負担を株式会社に負わせることの当否については、慎重な検討を要するものと考えられる。この点については、事案に応じて、裁判所が、当該負担を当該請求を行う株主に負わせることができるものとしてはどうかという指摘もされている。しかし、場合によっては高額な費用を負担する可能性があることが、正当な目的で当該請求を行う株主に対して萎縮効果を生じさせるおそれがあるため、そのような規律を設けることについては、慎重な検討を要するものと考えられる。

### 3 株式の併合等に関する事前開示事項

全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用した現金を対価とする少数株主の締出しに際して行われる端数処理手続（会社法第234条、第235条）に関して、事前開示手続（同法第171条の2、第182条の2）において本店に備え置かなければならない書面又は電磁的記録に任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の見込みに関する事項等を記載し、又は記録しなければならないものとして、情報開示を充実させるものとする。

### 4 新株予約権に関する登記

【A案】 会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項（会社法第911条第3項第12号二）は登記することを要しないものとする。

【B案】 募集新株予約権について会社法第238条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、同号の払込金額を登記しなければならないものとする。ただし、同号に掲げる事項として払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないものとする。

（4の補足説明）

当部会においては、新株予約権に関する登記事項のうち会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項の登記に関する見直しをすることについて、賛同する意見が多く出されたが、当該見直しの具体的な内容については、様々な指摘がされている。

A案は、会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を登記事項として公示する必要性は乏しいという指摘を踏まえ、当該事項は登記することを要しないものとする案である。

他方で、当部会においては、会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を登記事項として公示することに意義がないわけではなく、その意義がより認められるものとする観点から見直しを検討すべきであるという指摘もされている。B案は、このような指摘を踏まえ、同号に掲げる事項のうち募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合であっても、登記の申請の時までに払込金額が確定しているときは、その算定方法ではなく、確定した払込金額を登記しなければならないものとし、登記の申請の時までに払込金額が確定しないときに限り、その算定方法を登記しなければならないものとする案である。

#### 5 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書

何人も、登記簿に記載されている事項（株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所を除く。）が記載された登記事項証明書の交付を請求することができるものとする。ただし、当該住所が記載された登記事項証明書については、当該住所の確認について利害関係を有する者に限り、その交付を請求することができるものとする。

（注） 登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第2条第1項）のうち、株式会社の代表取締役及び代表執行役の住所に関する情報は、電気通信回線を使用して提供しないものとする。

#### 6 会社の支店の所在地における登記の廃止

会社法第930条から第932条までを削除するものとする。